

登録票(許可証)再交付申請

事 項	登録票（許可証）を破り、汚し、又は失ったとき
根拠法令	施行令第36条 施行規則第11条の3
提出部数	1部提出（松本市保健所）
添付書類	破り又は汚した登録票（許可証） 紛失の場合は理由書
手数料	4,000円（現金）

登録票（許可証）再交付申請書

登録（許可）番号及び 登録（許可）年月日		第 号 年 月 日
製造所（営業所、 店舗、主たる 研究所）	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備 考		

一 般
 上記により、毒物劇物 農業用品目 販売業登録票 の再交付を申請します。
 特 定 品 目

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

松本市長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。